



平成 19 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 ダ イ ソ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 存
コ ー ド 番 号 4 0 4 6 (東 証 ・ 大 証 各 第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 上 出 修
電 話 0 6 - 6 1 1 0 - 1 5 6 0

第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 19 年 10 月 23 日開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、発行価額(額面 100 円につき金 100 円)と異なる価額(発行価格、額面 100 円につき金 102.5 円)で一般募集を行います。

記

1. 社 債 の 名 称 ダイソー株式会社 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 総 額 金 70 億円
3. 各 社 債 の 金 額 金 100 万円
4. 社債券の発行とその形式 本社債につき新株予約権付社債券(以下「本社債券」という。)を発行するものとし、本社債券の形式は無記名式に限り、記名式とすることを請求することはできない。
5. 利 率 本社債には利息を付さない。
6. 払 込 金 額 額面 100 円につき金 100 円
7. 社 債 の 発 行 価 格 額面 100 円につき金 102.5 円
8. 償 還 金 額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、期中償還請求による償還の場合は第 14 項第(3)号に定める金額とし、繰上償還の場合は第 14 項第(4)号乃至第(6)号に定める金額とする。
9. 償 還 期 限 平成 24 年 9 月 30 日
10. 申 込 期 間 平成 19 年 11 月 6 日から平成 19 年 11 月 8 日まで。
申込期間については、上記のとおり内定しているが、平成 19 年 11 月 1 日から平成 19 年 11 月 5 日までのいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成 19 年 10 月 31 日から平成 19 年 11 月 5 日まで(実際の転換価額等決定期間は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 19 年 11 月 5 日まで。)を予定しており、申込期間が最も繰り上がった場合は、平成 19 年 11 月 2 日から平成 19 年 11 月 6 日までとなる。
11. 分 割 譲 渡 の 禁 止 本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することは

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- できない。
12. 担保および保証の有無 本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 社債管理者 株式会社三菱東京UFJ銀行（代表）、株式会社みずほコーポレート銀行
14. 償還の方法および期限
- (1) 本社債の元金は、平成24年9月30日にその総額を償還する。ただし、本社債の期中償還請求による償還および繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。
- (2) 本社債を償還すべき日（本項第(4)号および第(6)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 期中償還請求による償還
- ① 期中償還請求権
- 本社債の社債権者は、平成23年2月13日から平成23年2月28日までの間（以下「期中償還請求期間」という。）に本社債の償還を請求することができる。この場合、当社は、期中償還請求のあった本社債全額につき平成23年3月31日（以下「期中償還期日」という。）に額面100円につき金100円で償還するものとする。かかる期中償還請求した社債権者は、当該本社債が期中償還期日に償還されたと同時に、当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。ただし、当社が、本項第(4)号乃至第(6)号の規定により残存する本社債の全部を繰上償還する場合で、本項第(4)号乃至第(6)号の規定により、平成23年2月12日以前に償還に必要な事項について公告を行ったときは、期中償還請求権は消滅するものとする。
- ② 期中償還請求の方法
- 本社債の社債権者が期中償還請求しようとするときは、所定の期中償還請求書に期中償還請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日を記載してこれに記名捺印したうえ、期中償還請求しようとする本社債の社債券を添えて、本号①の期中償還請求期間中に、第35項に定める期中償還請求受付場所（以下「期中償還請求受付場所」という。）に提出しなければならない。ただし、登録した本社債の期中償還請求は、その指定支払場所を経由して行わなければならない。
- ③ 本号②に定める期中償還請求書は、第34項に定める期中償還請求取次場所（以下「期中償還請求取次場所」という。）にこれを提出することができる。
- ④ 期中償還請求の効力
- 本社債の期中償還請求の効力は、期中償還請求書が期中償還請求受付場所に到着したときに生じるものとする。
- ⑤ 期中償還請求後の取消し
- 期中償還請求受付場所または期中償還請求取次場所に対し、本社債の期中償還請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。ただし、期中償還請求にかえて本新株予約権を行使請求することができるものとする。この場合、期中償還請求にかえて本新株予約権を行使請求する社債権者が、行使請求に要する書類を提出しうる行使請求取次場所は、期中償還請求書を提出した期中償還請求受付場所または期中償還請求取次場所に限るものとし、かつ、行使請求に要する書類が平成23年3月10日までに行使請求受付場所に到着したものに限り、期中償還請求にかえて行使請求することを認めるものとする。
- ⑥ 期中償還請求による償還金の支払方法
- 期中償還請求した社債権者は、期中償還期日に期中償還請求書を提出した期中償還請求受付場所もしくは期中償還請求取次場所において本社債の償還を受けるものとする。
- (4) 組織再編行為による繰上償還
- ① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会。）で承認された場合において、当社がかかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただ

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

し、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還しなければならない。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号③に定義する。)および償還日に応じて本②の表(本社債の額面金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ								
	70.00	80.00	90.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00
平成19年11月8日	96.76	99.25	102.97	107.99	114.27	121.75	130.35	140.00	150.00
平成20年9月30日	97.68	99.81	103.23	108.04	114.23	121.69	130.32	140.00	150.00
平成21年9月30日	98.57	100.18	103.18	107.76	113.89	121.43	130.21	140.00	150.00
平成22年9月30日	99.40	100.22	102.61	106.99	113.21	120.98	130.06	140.00	150.00
平成23年9月30日	98.68	99.39	101.49	105.66	112.06	120.34	130.00	140.00	150.00
平成24年9月29日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

(注) 上記表中の数値は、平成19年10月16日現在における見込みの数値であり、平成19年11月1日から平成19年11月5日までのいずれかの日に決定される転換価額(第15項第(7)号③に定義する。)と同時に、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額(第15項第(7)号③に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合には、かかる公表の日。)の直後の取引日に始まる5連続取引日(「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第15項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

- ④ 参照パリティまたは償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、額面金額の150.00%を上限とし、本号②の表および本④(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が150.00%を超える場合には、組織再編行為償還金

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

額は額面金額の150.00%とする。また、組織再編行為償還金額は、額面金額の100.00%を下限とし、本号②の表および本④(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100.00%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は額面金額の100.00%とする。

- ⑤ 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。
- ⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。
- (イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (ロ) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (ハ) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (ニ) 株式交換
株式交換完全親株式会社
 - (ホ) 株式移転
株式移転設立完全親株式会社
 - (ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続
本社債に基づく当社の義務を引き受ける会社
- ⑦ 当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (5) 上場廃止等による繰上償還
- ① (イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し（ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けにかかる決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から15日目以降45日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還しなければならない。
- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(4)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第15項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
- ③ 本号①および②にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から90日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる90日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から15日目以降45日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の全部（一部は不可。）を、上場廃止等償還金額で繰上償還しなければならない。

④ 当社が本項第(4)号および本号の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(4)号の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前に本号①に基づく公告が行われた場合には、本号の手続が適用される。

⑤ 当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(6) 130%コールオプション条項

① 当社は、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に有効な転換価額の130%以上であった場合、平成23年4月1日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内かつ当該償還期日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告したうえで、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（当該基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日。以下本号において同じ。）の3取引日前の日から当該株式分割等の基準日（当日を含む。）までの4取引日についての本条項の適用にあたっては、第15項第(10)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の30日前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数を既発行株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を発行・処分株式数（ただし、当社普通株式の分割を行う場合は、当社の有する当社普通株式に対して発行される当社の普通株式数を除く。）として、第15項第(9)号の時価下発行による転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に有効な転換価額とする。この場合の償還金額は本社債の額面100円につき金100円とする。

② 当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(7) 前3号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第15項第(4)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。

(8) 当社は、払込期日の翌日以降いつでも本社債を買入れることができる。かかる買入れを行った場合には、当該本社債に係る社債部分を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第15項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

15. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使の時に有効な転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成19年12月3日から平成24年9月29日（第14項第(3)号に定めるところにより期中償還請求がなされた本社債については同号⑤に定める日、また、第14項第(4)号乃至第(6)号に定めるところにより、平成24年9月29日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。ただし、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（本項第(23)号に定めるところにより、承継会社等の新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。）は、それらの組織再編行為の効力発生日から14日後以内の日在先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には必要な事項をあらかじめ書面で社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の30日前までに必要な事項を公告する。

(5) 新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することは

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

できないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- ③ 転換価額は、当初、日本証券業協会が定める有価証券の引受け等に関する規則第 21 条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、転換価額等決定日(平成 19 年 11 月 1 日から平成 19 年 11 月 5 日までのいずれかの日。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値。)に 110%から 115%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が 342 円を下回るときは、本社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところに従い調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 当社は、本社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「時価下発行による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

(10) 時価下発行による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。
調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割等をする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日。)の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。
調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日。）の翌日以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）または新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については本項第(21)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (11) 当社は、本社債の発行後、本項第(12)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (12) ① 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（少数第1位まで算出し、少数第1位を切り捨てる。）に6を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る本①に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本①に定める事業年度および比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成20年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成21年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成22年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成23年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成24年3月31日に終了する事業年度	2.49

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

- (13) 時価下発行による転換価額調整式および特別配当による転換価額調整式（以下、本号および本項第(14)号において「転換価額調整式」という。）により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (14) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、時価下発行による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(10)号④の場合は基準日。）または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の 30 日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- ④ 転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、株式分割の場合に当該株式分割の基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日。）における当社の有する当社の普通株式に対して発行される当社の普通株式数を含まないものとする。
- (15) 当社は、本項第(10)号および第(11)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (16) 本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第 30 項に定める。
- (17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 36 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) 本新株予約権の行使請求取次事務は、第 37 項に定める行使請求取次場所（以下「行使請求取次場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (19) ① 本新株予約権の新株予約権者が本新株予約権を行使するときは、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容および数ならびに当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権に係る本社債券とともに行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 登録をした本社債に係る本新株予約権を行使する場合は、本号①の行使請求書に行使しようとする本新株予約権を表示し、当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第 33 項に定める登録機関を経由して、これを行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ③ 本新株予約権を行使する本新株予約権の新株予約権者は、行使請求取次場所に行使に要する書類を提出して、本号①および②に定める手続の取次を依頼することができる。
- ④ 行使請求受付場所または行使請求取次場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (20) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

するものとする。

- (21) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る新株予約権者に対しすみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については、定款の定めに従い株券を交付しない。
 - (22) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止または変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。
 - (23) 当社が組織再編行為を行う場合は、第14項第(4)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑦の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数
当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行ったうえ、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(9)号乃至第(15)号の調整に準じた調整を行う。
 - ④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
 - ⑤ 承継新株予約権の行使期間
本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号ただし書に定める期間を指定したときは、当該期間の末日の翌銀行営業日。）のうちいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項
本項第(5)号および第(6)号に準じて決定する。
 - ⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本項第(8)号に準じて決定する。
16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、期中償還請求による償還、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。
17. 担保提供制限
- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したもしくは国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合（当社の資産に担保権

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合、当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいい、以下「担保提供」という。)は、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定しなければならない。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするもの、または会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、同法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす旨の決議がなされたものをいう。

- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。ただし、他の無担保転換社債型新株予約権付社債に対する当社の担保提供が、当社が合併により担保権の設定されている被合併会社の資産を承継する場合または既に担保権の設定されている資産を取得する場合として社債管理者が認めた場合は、本項の規定は適用されない。

18. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第17項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

19. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務の担保に供しない旨を約することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の契約を締結するものとする。

- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の①乃至⑥についても同時に特約を締結する。

- ① 当社は、留保資産のうえに、本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証すること。
- ② 当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なく、留保資産を他に譲渡または貸与しないこと。
- ③ 当社は、原因のいかんにかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面をもって社債管理者に通知し、その指示にしたがうこと。
- ④ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加すること。
- ⑤ 当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむをえない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、または留保資産の一部もしくは全部を他の資産と交換することができること。
- ⑥ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法に基づき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件のうえに担保権を設定し、社債管理者は、本社債の社債権者のためにこれを取得すること。

- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債の社債権者保護のために同号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

20. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が第17項または第18項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、または、第19項により本社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときには、以後、第17項および第23項第(2)号は適用されない。

21. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、第17項または第18項第(1)号の定めるところにより当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本項第(2)号および第(4)号に該当しても期限の利益を失わない。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (1) 当社が第 14 項の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が第 17 項の規定に違背したとき。
 - (3) 当社が第 15 項第(9)号乃至第(16)号、第 18 項第(2)号、第 22 項、第 23 項、第 24 項、第 25 項第(2)号または第 30 項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
 - (4) ① 本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社の各事業年度における損益計算書（財務諸表等規則によるものとし、監査済であることを要す。）に示される経常損益が 3 期連続して損失となった場合で、その最終の事業年度（以下「最終事業年度」という。）の末日より 4 か月を経過したとき。ただし、最終事業年度の経常損失額がその直前期の経常損失額を下回り、かつ、3 期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生 1 期目直前期の末日における貸借対照表（財務諸表等規則によるものとし、監査済であることを要す。）に示される純資産の部の金額の 30 パーセントを超えない場合は、この限りではない。
 - ② 本号①ただし書きの場合で、最終事業年度に引続く事業年度における経常損益が損失となった場合には、その事業年度の末日より 4 か月を経過したとき。
 - (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
 - (9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分執行もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、かつ社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたととき。
22. 社債管理者に対する定期報告
- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が会社法第 441 条第 1 項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書または四半期報告書（平成 20 年 3 月 31 日までに終了する事業年度については半期報告書）およびその添付書類の写しを事業年度終了後 3 か月以内に、社債管理者に提出する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれらの写しを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第 27 条の 30 の 3 に基づき電子開示手続を行う場合は、本号に規定する書類の提出に代えて、本号に規定する書類の閲覧方法を社債管理者に対し通知することができる。
23. 社債管理者に対する通知
- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿および新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿および新株予約権原簿にその旨の記載を行い、代表者の記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。
 - (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨ならびにその債務額および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
 - (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。
 - ③ 資本金の額または準備金の額を減少しようとするとき。
 - ④ 株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ⑤ 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。
- ⑥ 第 14 項第(4)号または第(5)号に係る事実を公表するとき。
24. 繰上償還の場合の通知および公告
- (1) 当社が第 14 項第(4)号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、当社は当該償還期日の少なくとも 60 日前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (2) 当社が第 14 項第(5)号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第 14 項第(5)号③ただし書の場合は 90 日間の末日。）から 7 日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当社が第 14 項第(6)号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、第 14 項第(6)号に定める 20 連続取引日の最終日から 7 日以内に繰上償還しようとする旨その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第 14 項第(4)号乃至第(6)号に定める公告は、第 30 項に定める方法によりこれを行う。
25. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。
26. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 社債管理者は、会社法第 740 条第 2 項本文の規定にかかわらず、同条第 1 項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
27. 社債管理者の辞任
- 社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。
28. 社債券の喪失等
- (1) 本社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り社債券を交付する。
- (2) 本社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、毀損の程度が大きいときまたは真偽の鑑別が困難なときは前号に準ずる。
29. 代り社債券の交付の費用
- 代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本社債の登録を抹消し、社債券を交付する場合も同様とする。
30. 社債権者に通知する場合の公告
- (1) 本社債に関し本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙にもこれを掲載する。
31. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日よ

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

り少なくとも3週間前までに、社債権者集会を召集する旨および社債権者集会の日時および場所、社債権者集会の目的である事項その他法令により要求される事項を公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は大阪市においてこれを行う。
 - (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債券または本社債に係る社債登録内容証明書を当社または社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および召集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本社債の総額に算入しない。
 - (4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
32. 新株予約権の割当日および社債の払込期日（発行日）
平成19年11月12日
本新株予約権の割当日および本社債の払込期日については、上記のとおり内定しているが、転換価額等決定日において正式に決定する予定である。本新株予約権の割当日および本社債の払込期日が最も繰り上がった場合は、平成19年11月8日となる。
33. 登録機関
株式会社三菱東京UFJ銀行
34. 償還金支払場所および期中償還請求取次場所
株式会社三菱東京UFJ銀行、日興シティグループ証券株式会社 他
35. 期中償還請求受付場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店
36. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
37. 行使請求取次場所
株式会社三菱東京UFJ銀行、日興シティグループ証券株式会社 他
38. 募集の方法 一般募集
39. 引受証券会社 日興シティグループ証券株式会社を主幹事とする引受証券団
40. 申込取扱場所 引受証券会社の本店および国内各支店
41. 資金使途 本社債の新規発行による手取金は、設備資金、借入金返済および運転資金に充当する予定である。
42. 取得格付 BBB（株式会社格付投資情報センター）
43. 引受証券会社の対価 引受証券会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本社債の発行価格（募集価格）の総額と引受会社が当社に払い込む金額である本社債の払込金額の総額との差額を引受証券会社の対価とする。
44. 上場申請の有無 有（株式会社東京証券取引所）
45. 保管振替機構への同意 平成15年11月17日同意書提出
46. 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定については、当社代表取締役社長佐藤存に一任する。
47. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 6,965 百万円は、設備資金に 4,673 百万円、借入金返済に 1,785 百万円、残額を運転資金に充当する予定であります。

なお、設備投資計画については平成 19 年 9 月 30 日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
当社	松山工場 (愛媛県 松山市)	機能 化学品	医薬中間体 製造設備の 増設	1,670	794	新株予約権付社債 発行資金、 自己資金(注)3	平成17年 12月	平成19年 11月	(注)2
当社	尼崎工場 (兵庫県 尼崎市)	機能 化学品	シリカゲル 製造設備の 増設	815	—	新株予約権付社債 発行資金 (注)3	平成18年 9月	平成19年 10月	(注)2
当社	水島工場 (岡山県 倉敷市)	基礎 化学品	アリルクロ ライド増産 工事	916	58	新株予約権付社債 発行資金、 自己資金	平成18年 7月	平成19年 10月	8,000t/年 増
当社	松山工場 (愛媛県 松山市)	基礎 化学品	エピクロル ヒドリン増 産工事	535	8	新株予約権付社債 発行資金、 自己資金	平成18年 7月	平成19年 7月	5,000t/年 増
当社	水島工場 (岡山県 倉敷市)	基礎 化学品	副生塩酸貯 槽増強工事	331	242	新株予約権付社債 発行資金、 自己資金	平成18年 8月	平成19年 7月	生産能力 の増加は ない。
当社	水島工場 (岡山県 倉敷市)	基礎 化学品	塩酸製造設 備改良工事	231	33	新株予約権付社債 発行資金、 自己資金	平成18年 7月	平成19年 7月	生産能力 の増加は ない。
当社	松山工場 (愛媛県 松山市)	機能 化学品	アリルエー テル類増産 工事	216	8	新株予約権付社債 発行資金、 自己資金	平成19年 3月	平成20年 3月	(注)2
当社	松山工場 (愛媛県 松山市)	機能 化学品	ダップ樹脂 製造設備の 増設	1,575	—	新株予約権付社債 発行資金	平成19年 5月	平成20年 7月	(注)2

(注)1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 生産品種が多様であり、生産能力の表示が困難であります。

3 資金調達方法において、その一部(473百万円)は平成15年12月15日発行の新株予約権付社債発行資金によるものであります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達による今期の業績への影響はありません。なお、設備投資につきましては、当社の主力事業である基礎化学品および機能化学品に投資することにより、生産能力の拡大とコスト競争力の向上を図ることにより、売上高の増加及び収益力の向上に寄与するものと考えております。また、借入金返済により当社の財務体質の強化を図ることができるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績と今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し、決定する事を基本としております。また、安定性についても重要であると考えております。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定にあたっての考え方は上記(1)のとおりであり、平成20年3月期の1株当たり配当金は、当初の予定通り中間期末3円と期末3円の年6円を予定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、企業価値向上のための研究開発や設備投資、M&A等に活用していきたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

項目	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益 (連結)	10.13円	16.51円	18.23円
1株当たり年間配当額 (1株当たり中間配当額)	5.00円 (2.50円)	6.00円 (2.50円)	6.00円 (3.00円)
実績配当性向(連結)	49.4%	36.4%	32.9%
株主資本利益率(連結)	4.0%	5.9%	5.9%
株主資本配当率(連結)	2.1%	2.2%	2.0%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成19年9月末)の発行済株式数(自己株式を含む)に対する潜在株式の比率は18.34%となる見込みです。

(注) ①潜在株式の比率は、残存する平成15年12月に発行した第3回新株予約権付社債及び新株予約権ならびに今回発行する第4回無担保転換社債型新株予約権付社債が、全て転換され新たに発行される株式数を直近の発行済株式数(自己株式を含む)で除したものです。

②予想転換価額: 452円(平成19年10月22日の大証終値402円の12.5%アップ)

発行済株式数: 110,089,160株(平成19年9月末現在)

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

①過去3年間に行われたエクイティファイナンスの状況等

該当事項はありません。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	294円	336円	482円	408円
高 値	399円	565円	483円	456円
安 値	272円	306円	301円	380円
終 値	346円	475円	405円	402円
株価収益率(連結)	44.9倍	46.9倍	24.5倍	22.1倍

- (注) 1. 平成20年3月期の株価については、平成19年10月22日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。

4. その他

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

以上

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。